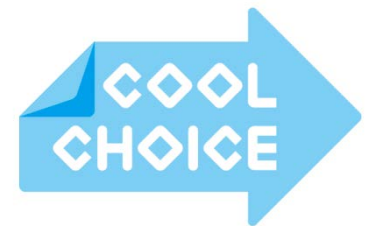


平成29年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業) 概要

平成29年4月
(公募説明会資料)

一般社団法人 低炭素社会創出促進協会

V e r . 1 . 1



公募要領と公募説明会での説明の対応

公募要領 目次

I. 補助事業の概要

1. 補助金の目的と性格
2. 補助金交付の対象となる事業
3. 補助対象経費及び補助率
4. 補助事業の実施期間
5. 補助事業者の選定方法及び
審査基準
6. 応募の方法
7. 応募に当たっての留意事項
8. 問い合わせ先

II. 補助事業（採択以降）の留意事項
暴力団排除に関する誓約事項

公募説明会での説明

(前半) 全体概要について

(後半) 各事業について

- ① 低炭素化に向けた公共交通利用
転換事業
- ② 自転車利用環境の整備を通じた
交通分野の低炭素化促進事業
- ③ エコレールラインプロジェクト
事業
- ④ 公共交通機関と連携した観光地
の2次・3次交通の低炭素化促進
事業

全体概要説明

1. 補助金の目的と性格

- 本補助金は、公共交通機関あるいはそれらを補完する交通システムについて、域内の交通利便性を高め、マイカーから公共交通機関等の低炭素な交通手段への転換を促進するために必要な設備等の整備を行うことで、マイカーから低炭素な交通手段への転換を促進し、運輸部門のCO2削減に寄与することを目的としています。
- 事業の実施により確実なエネルギー起源二酸化炭素の排出量削減が実現されるよう、事業の具体的計画内容及び二酸化炭素排出削減量の算出に関する根拠、考え方について明示していただきます。

1. 補助金の目的と性格

- 補助事業は、法律及び交付規程等の定めに従い適正に行っていただく必要があります。具体的には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。「**適正化法**」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「**適正化法施行令**」という。）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業）交付要綱（平成29年3月17日環地温発第1703171号。以下「**交付要綱**」という。）及び公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業実施要領（平成29年3月17日環地温発第17031720号。以下「**実施要領**」という。）の規定によるほか、**交付規程**の定めるところに従い実施していただきます。
これらの規定を遵守していない場合、交付決定を解除する場合があります。
また、補助事業完了後、その効果が発現していない場合、補助金返還を求める場合があります。

2. 補助金交付の対象となる事業

(1) 低炭素化に向けた公共交通利用転換事業

- ① 公共交通利用転換事業計画策定事業
- ② 公共交通利用転換事業

(2) 自転車利用環境の整備を通じた交通分野の低炭素化促進事業

- ① コミュニティサイクル等の整備及び駐輪場の整備事業
- ② 自転車の通勤・業務利用の制度化に伴う駐輪場等の設備整備事業

(3) エコレールラインプロジェクト事業

(4) 公共交通機関と連携した観光地の2次・3次交通の低炭素化促進事業

○本補助金の交付の対象となる事業は、以下の対象事業の基本的要件に適合し、かつ各事業の要件等を満たす事業とします。

【対象事業の基本的要件】（全事業共通要件）

- ・ 低炭素化に効果的な規制等対策強化の検討に資すること
- ・ 事業を行うための実績・能力・実施体制が構築されていること
- ・ 事業内容、事業効果、経費内訳、資金計画等が根拠に基づき明確に示されていること
- ・ 本事業の補助により導入する設備等について、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に規定する給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）を受けていないこと

⇒ 各事業の要件は、「（後半）各事業について」で説明。

詳細は、「（後半）各事業について」で説明。

※ここでは、一部の共通事項に関してのみ

【共同実施】

複数で補助事業を実施する場合には、補助事業に参画するすべての事業者が、事業の「補助事業者」に該当することが必要となります。補助事業に参画するすべての事業者のうち1者を、本補助金の応募等を行い交付の対象者となる「代表事業者」とし、他の事業者を共同事業者とします。

【代表事業者について】

- ・ 補助事業の全部又は一部を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する者に限ります。
- ・ 本事業の応募申請者となるほか、補助事業として採択された場合には、円滑な事業執行と目標達成のために、その事業の推進に係る取りまとめを行うとともに、実施計画書に記載した実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただくことになります。

(1) 補助事業者の選定方法

一般公募を行い、審査を経て選定します。審査結果に対する御意見には対応致しかねます。審査結果により付帯条件、あるいは応募申請された計画の変更を求める場合があります。

(2) 審査について

提出された応募書類をもとに、①補助要件確認審査、②外部有識者等から構成される審査委員会において策定された審査基準に照らした審査を厳正に行います。

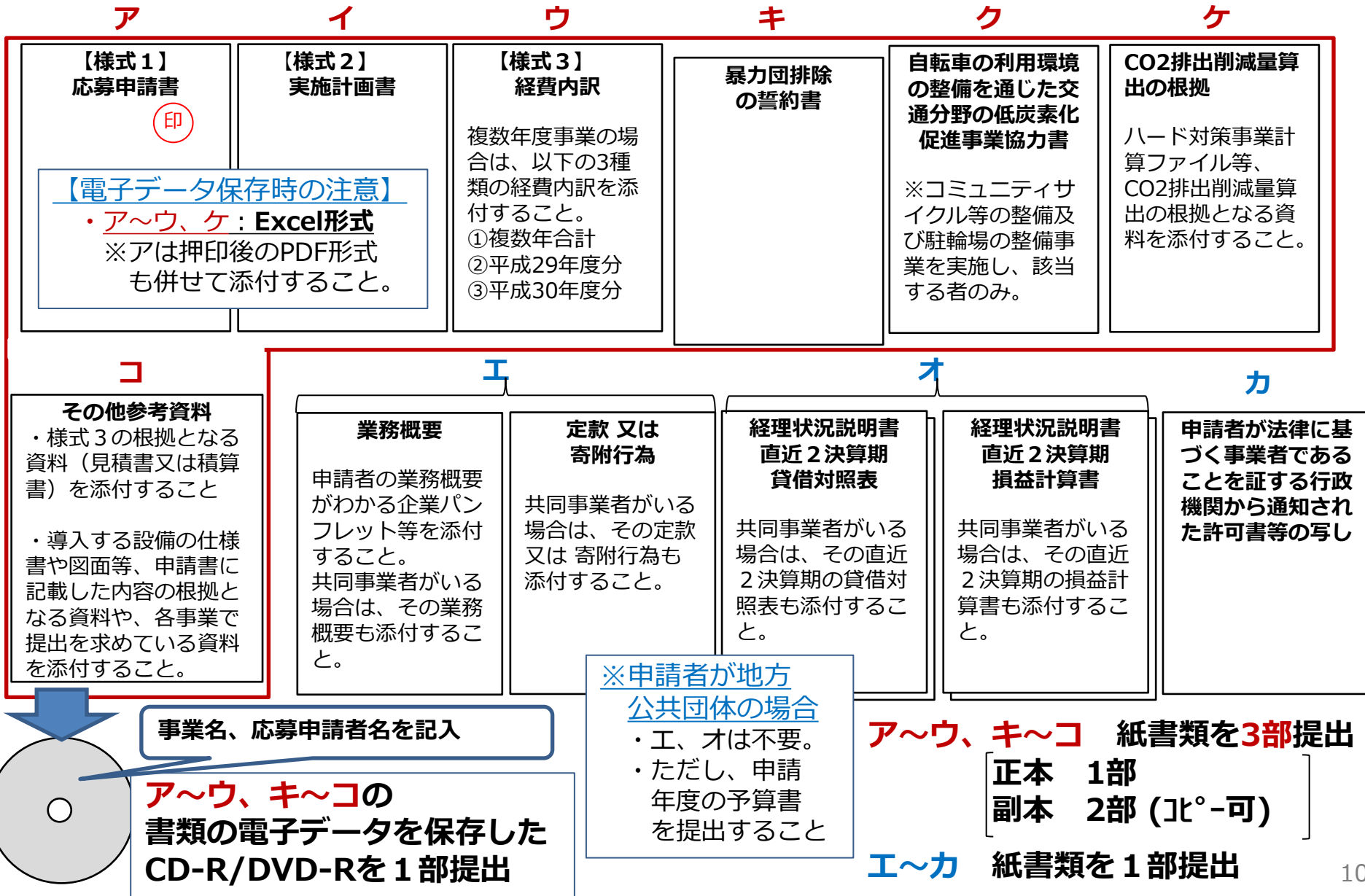
【補助要件確認審査ポイント】

- ・ 交付規程及び公募要領に定める各補助要件を満たしているか。
なお、要件を満たしていないと判断される提出書類については、審査対象外とし、不採択とします。
- ・ 必要な書類が漏れなく提出されているか。
- ・ 提出書類に記載された内容について明確な根拠に基づき記載されているか。
- ・ 説明に必要な資料が添付されているか。

⇒各事業の主な審査のポイントは、「（後半）各事業について」で説明。

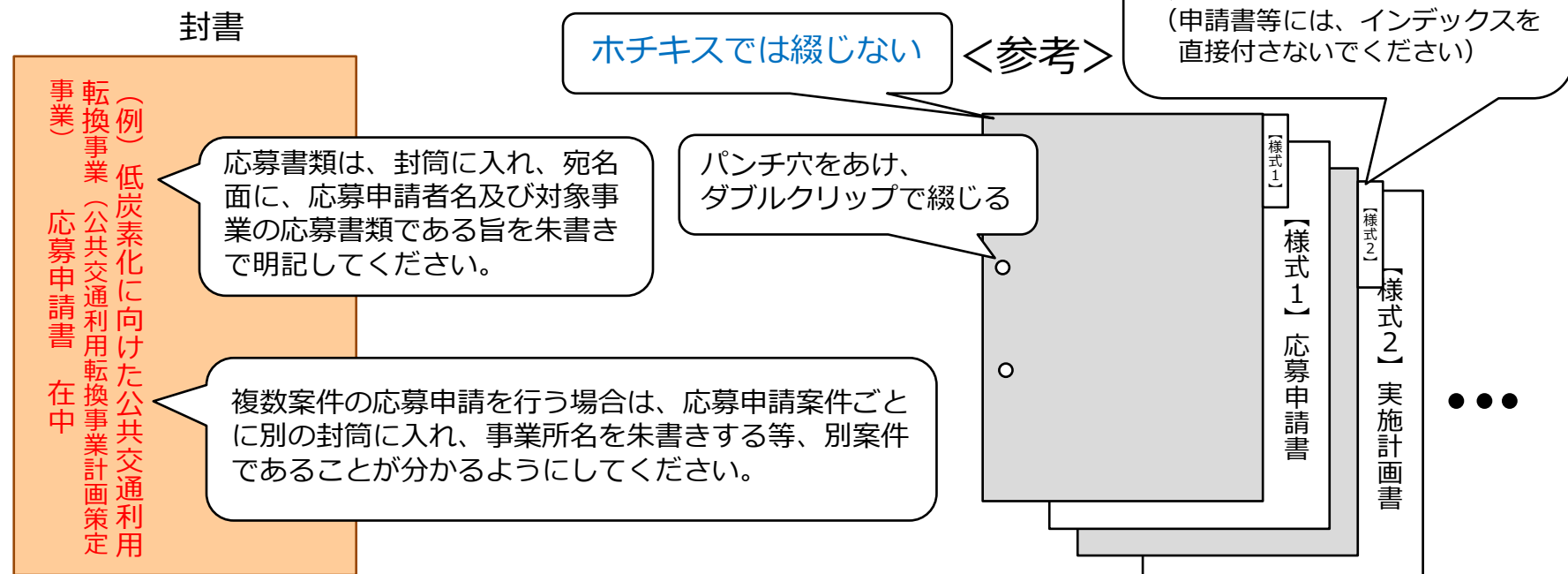
4. 応募の方法

【応募書類・提出部数】



4. 応募の方法

【提出方法】 持参または郵送



【提出期間・提出先】

平成29年5月19日（金）17時 必着 一般社団法人低炭素社会創出促進協会まで

<ご注意>

受付期間以降に協会に到着した書類のうち、遅延が協会の事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けません。十分な余裕をもって応募してください。

5. 応募に当たっての留意事項

【事業報告書の提出（様式第16）】〔交付規程 第16条〕

- ① 低炭素化に向けた公共交通利用転換事業（公共交通利用転換事業）
 - ・ 事業完了年度及びその後の**5年間**、各年度終了後30日以内（4/30まで）に**事業報告書を環境大臣に提出**。証拠書類を年度終了後、3年間保管。
- ② ①以外の事業
 - ・ 事業完了年度及びその後の**3年間**、各年度終了後30日以内（4/30まで）に**事業報告書を環境大臣に提出**。証拠書類を年度終了後、3年間保管。

【現地調査】

- ・ 補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その**事業実施中又は完了後**、必要に応じて、**現地調査等**を実施することがあります。

6. 問い合わせ先

電子メールにて、問い合わせ願います。

メール件名に、法人名及び事業名を必ず記入して下さい。

<記入例>

【株式会社〇〇〇】低炭素化に向けた公共交通利用転換事業（公共交通利用
転換事業計画策定事業）について問い合わせ

<問い合わせ先>

一般社団法人低炭素社会創出促進協会 国内事業部

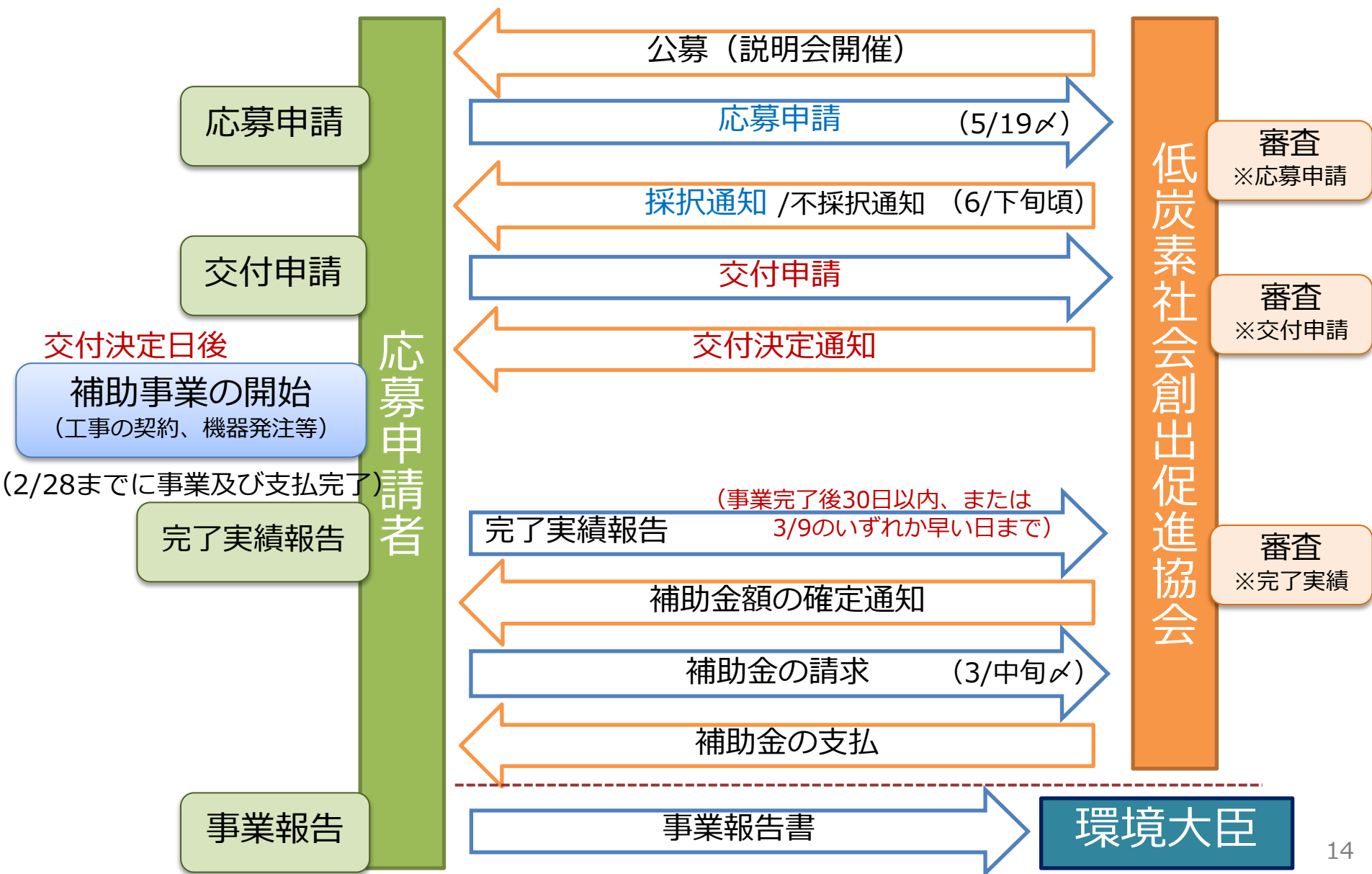
メールアドレス：koutsu29@lcspa.jp

<問い合わせ期間>

平成29年5月16日（火） 17時まで

<参考> 補助事業の流れ

応募申請・採択通知・交付決定通知から事業開始・補助金の支払まで



7. 採択以降の留意事項等について

【事業の開始】

採択通知後、改めて交付申請書をご提出いただき、審査のうえ協会から交付決定の通知を行います。**補助事業者は、交付決定後（交付決定日以降）、事業開始となります。**

交付決定日以前に契約（発注及び請書）等を行った経費は、補助対象とはなりません。

【経理書類の保管】 [交付規程 第8条 第八号]

補助事業の経費については、**経理帳簿及び証拠書類**を他の経理と明確に区分して整理。補助事業の完了の日の属する**年度終了後、5年間保存**。

【完了実績報告書（様式第11）の提出】 [交付規程 第11条]

翌年**2月末日までに補助事業を完了**（複数年事業の場合も各年度、2月末日までに完了）事業完了後30日以内、または**3月9日**のいずれか早い日までに**完了実績報告書を提出**。

【利益等排除】

補助対象経費の中に、**自社製品の調達（工事を含む）**がある場合、補助事業者の**利益等相当額を排除**。

【取得財産の管理】 [交付規程 第8条 第十二号、第十三号]

補助事業により取得、または効用が増加した価格が単価50万円以上の財産について、**取得財産等管理台帳を備え**、補助事業により取得した旨を明示。それらの財産について、**法定耐用年数中、処分制限あり。期間内に、処分**（目的外使用、譲渡、交換、貸付け、担保、取壊し、廃棄）する場合は、**事前に協会に申請・承認が必要**。

【圧縮記帳】

補助事業者が法人の場合、**国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入（圧縮記帳）**の規定（法人税法 第42条）の適用を受けることができる。
なお、規定の適用を受けるに当たっては、一定の手続きが必要となるので、**所轄の税務署等**にご相談ください。

【消費税、地方消費税の取扱い】 [交付規程 第4条 第2項]

消費税及び地方消費税相当額は、**補助対象経費から除外して補助金額を算定し、**交付申請書を提出してください。

ただし、**補助対象経費に含めて応募申請できる場合**もあります。

(説明会資料pp.17～18参照)

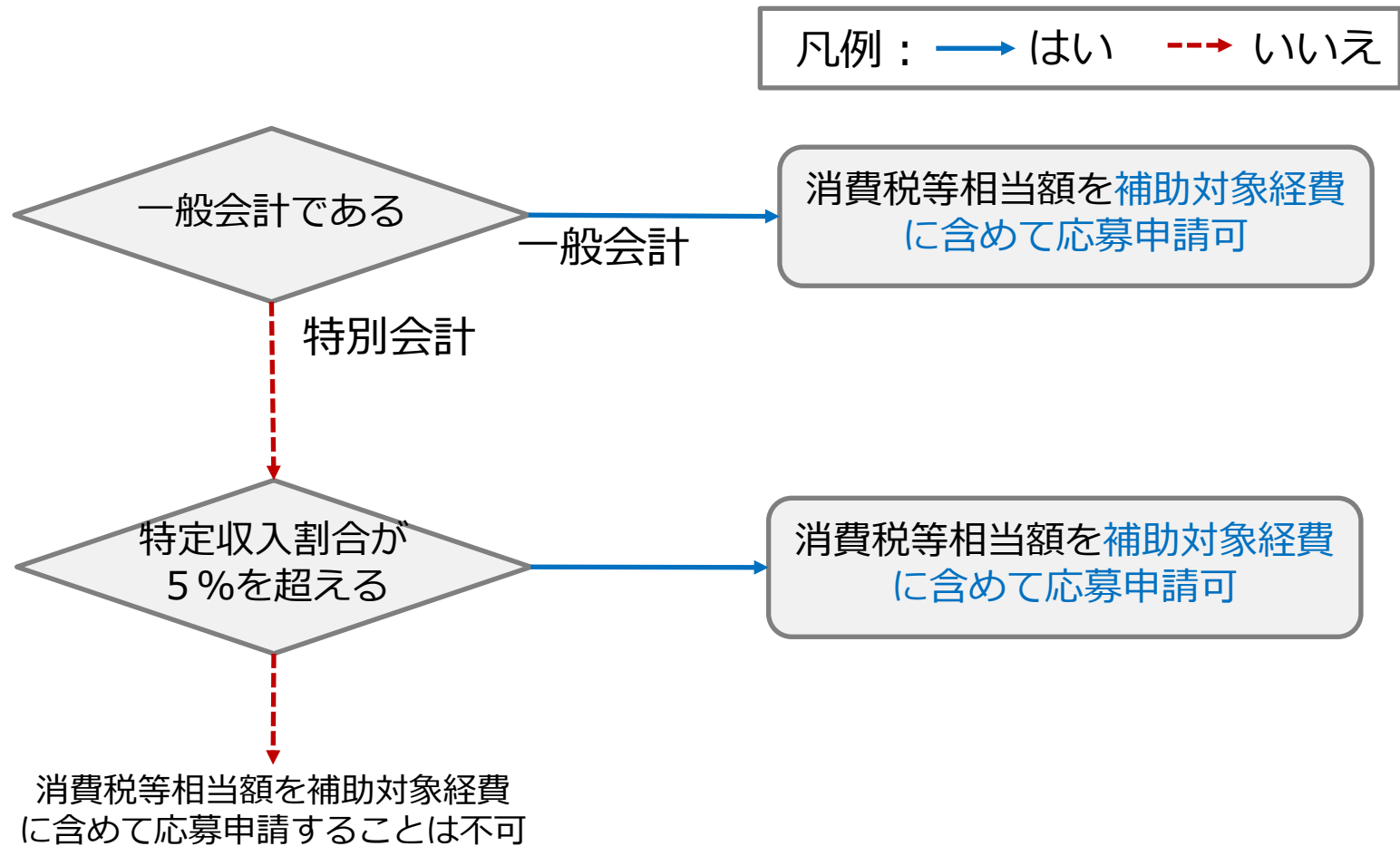


凡例： $\longrightarrow$ はい $\dashrightarrow$ いいえ



<参考> 消費税及び地方消費税相当額について

【地方公共団体】 消費税等相当額 補助対象判断フローチャート



【補足】 [交付規程 第8条 第十号]

消費税等相当額を補助対象経費に含めて交付の申請がなされたものについては、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定し、精算減額又は返還が発生した場合は、様式第9による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により、速やかに協会に報告して下さい。

補助対象事業説明

【事業の目的】

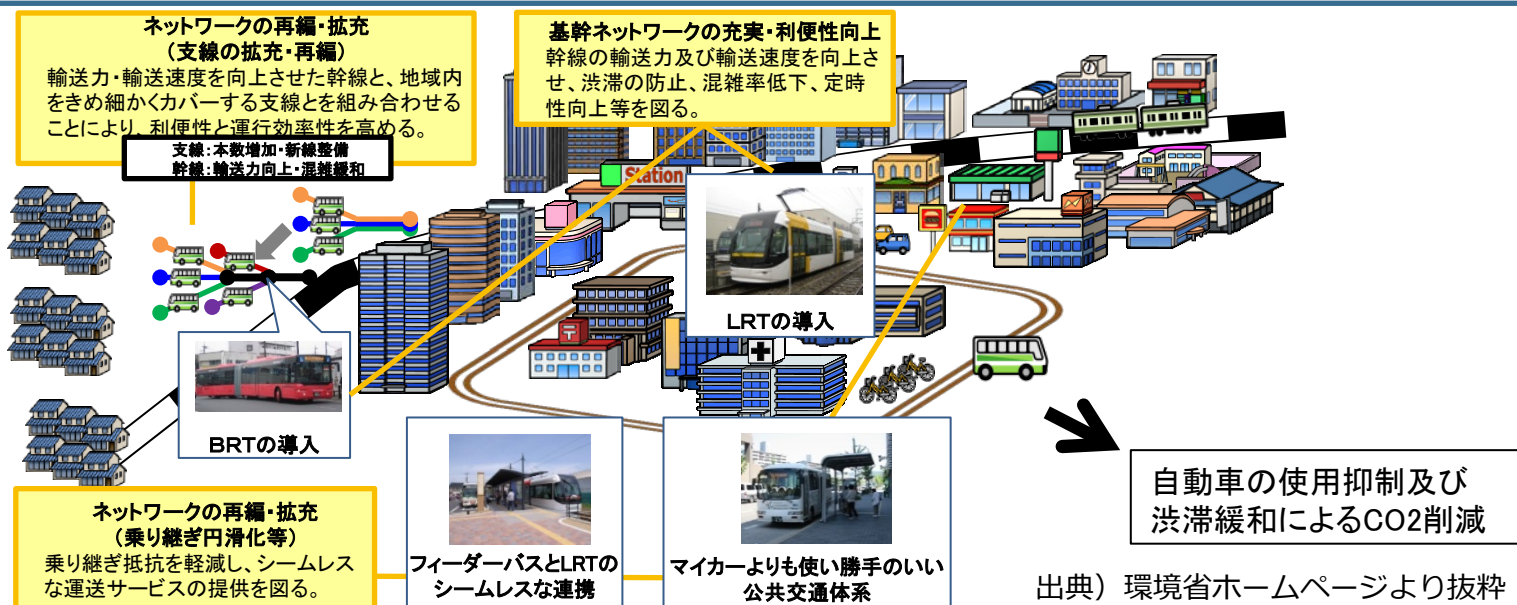
事業目的

低炭素型の社会を目指し、
マイカーへの依存度が高い地方都市部を中心に、公共交通ネットワークの
再構築や利用者利便の向上に係る面的な取組を支援



マイカーからCO₂排出量の少ない公共交通への利用転換を促進し、
エネルギー起源CO₂排出抑制を図り、もって地球環境の保全に資する

イメージ



1. 公共交通利用転換事業計画策定事業

- 公共交通利用転換事業を実施するために必要な調査を実施する事業。
- 調査結果に基づき低炭素化を目標に掲げた公共交通ネットワークの再構築や利用者利便の向上に係る面的な取組に関する計画（以下「公共交通利用転換事業計画」^{注1}という。）を策定する事業。
- 同計画の策定に必要な会議開催業務、現況実態調査及びニーズ把握調査等、並びに計画策定業務を対象とする。
- 本補助金を受けた補助事業者は、同補助金を受けて策定した計画に基づき、同計画に定められた実施体制にある関係機関・関係者ととともに、同計画に沿った施策や事業が実施されるよう、努めなければならない。
- 同補助事業者は、同計画に従って、必要な機器の購入や設備整備、利用促進を実施すること。

【対象事業の要件②】

○注1) 「公共交通利用転換事業計画」

- 次の各号のいずれかに掲げる計画に基づく計画。
- 公共交通ネットワークの再構築や利用者利便の向上に係る面的な取組に関する事項及びこれらの取組によるCO2排出量の削減目標、その他別紙第一（公募要領 pp.8～10）に定める事項が定められているもの。

号	区 分
一	温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、都道府県及び市町村が策定する 地方公共団体実行計画 であって、 <u>公共交通への利用転換による低炭素化を目標として掲げたもの</u>
二	活性化再生法第5条第1項に基づき、都道府県及び市町村が作成する 地域公共交通網形成計画 であって、 <u>公共交通への利用転換による低炭素化を目標として掲げたもの</u>
三	都市低炭素法第7条第1項に基づき、市町村が作成する 低炭素まちづくり計画 であって、 <u>公共交通への利用転換による低炭素化を目標として掲げたもの</u>
四	前各号に掲げる計画のほか、これらの計画に準じる計画として大臣が認めたもの（工の規定により大臣が認めた協議会に属する者が当該計画及び公共交通利用転換事業計画を作成する場合に限る。また、当該計画が地域の関係者の合意に基づくものであって、目指そうとする地域の将来像に関する基本的な方針が定められているかなど、その内容に照らして判断するものとする。）

2. 公共交通利用転換事業

- 公共交通利用転換事業計画の具体化のために必要となる事業のうち、
必要な設備・車両等を導入する事業。
- 「必須事業」に1つ以上の「選択事業」及び自動車から公共交通機関等への転換を明示的に促進する措置を複合的に組み合わせることで、公共交通ネットワークの再構築や利用者利便の向上を図る取組を対象とする。
- 事業の具体的な解釈等は、公募要領p.11の「別紙第二」によるものとする。
- 地域の状況に応じ、必須事業のみでも補助事業とすることを妨げない。

【対象事業の要件④】

〔必須事業〕

幹線系統における輸送力又は速達性の向上のための設備等導入事業（i～iiiに掲げる全ての事業の網羅的な実施を求めるものではない。少なくともiに掲げる事業を実施し、幹線交通ネットワークの再編・見直しを行うこと。）

- i) L R Tシステム又はB R Tシステムの整備に伴う車両の導入及び停留所設備の整備
- ii) L R Tシステム又はB R Tシステムと自転車利用及び自動車の共同使用を円滑化させる事業
- iii) L R Tシステム又はB R Tシステムの整備と併せた情報通信技術を活用したシステムの整備事業

〔選択事業〕

① 幹線系統と接続する支線系統に係る再編・拡充のための設備等導入事業

- i) 支線系統における車両の導入及び停留所設備の整備
- ii) 支線系統と自転車利用及び自動車の共同使用を円滑化させる事業
- iii) 支線系統の整備と併せた情報通信技術を活用したシステムの整備事業

② 幹線系統相互間又は支線系統等との乗継の円滑化のための設備等導入事業

- i) L R Tシステム又はB R Tシステムと支線系統の乗換のための結節点における待合設備の整備
- ii) L R Tシステム又はB R Tシステムと支線系統の結節点における自転車利用及び自動車の共同使用を円滑化させる事業
- iii) L R Tシステム又はB R Tシステムと支線系統の結節点の整備に併せた情報通信技術を活用したシステムの整備事業

○補助金の応募を申請できる者

次のア～エに掲げる協議会に属する民間企業、一般社団法人・一般財団法人、公益社団法人・公益財団法人、法律により直接設立された法人、都道府県・市町村・特別区及び地方公共団体の組合並びにその他各号協議会を構成する者とします。

	協議会
ア	温暖化対策推進法第22条第1項に規定する協議会
イ	活性化再生法第6条第1項に規定する協議会
ウ	都市低炭素法第8条第1項に規定する協議会
エ	前各号に掲げる協議会のほか、これらの協議会に準じるものとして大臣が認めたもの。なお、「協議会」と認められるか否かは、規約において尊重義務に類する定めがあるかどうかなど、その内容に照らして判断するものとする。

○補助金の交付額

表に掲げる補助事業を行うために直接必要な経費であって、当該事業で使用されたことを証明できるものに限る。

以下に掲げる補助対象経費に補助率を乗じた金額。

補助事業	補助対象経費	補助率
①公共交通利用 転換事業計画 策定事業	事業を行うために必要な <u>人件費</u> 及び <u>業務費</u> （賃金、共済費、諸謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、雑役務費、委託料、使用料、賃借料及び消耗品費）並びにその他必要な経費で協会が承認した経費（都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合が事業を実施する場合は、常勤職員の人件費及び共済費を除く。）	<u>3分の1</u>
②公共交通利用 転換事業	事業を行うために必要な <u>工事費</u> （本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、 <u>設備費</u> 及び <u>事務費</u> 並びにその他必要な経費で協会が承認した経費（補助対象経費の内容については、別表第1に定めるものとする。）	<u>2分の1</u>

○補助事業期間

補助事業の実施期間は、**単年度**です。

① 公共交通利用転換事業計画の内容

- ・自動車から公共交通、徒歩及び自転車を中心とした移動形態への転換見込み
- ・計画の低炭素性と先進性

② 補助対象事業の内容

- ・公共交通利用転換事業計画に定める目的を達成する上での適切性と妥当性

③ 二酸化炭素削減効果の算定

- ・CO₂を1t削減するためのイニシャルコストと算出方法の妥当性

④ マイカーから公共交通機関への転換を確実にする措置

- ・マイカーから公共交通への転換を図る上での事業内容の適切性と妥当性

⑤ マイカーから公共交通への転換の継続性

- ・補助事業終了後の公共交通への利用転換の継続性への配慮

⑥ 事業の実施体制（施工監理や経理等）

⑦ 設備・車輛の維持管理体制

⑧ 資金計画

⑨ 見積価格・積算内容

事業の目的

区域内の移動の利便性を面的に向上させるべく、

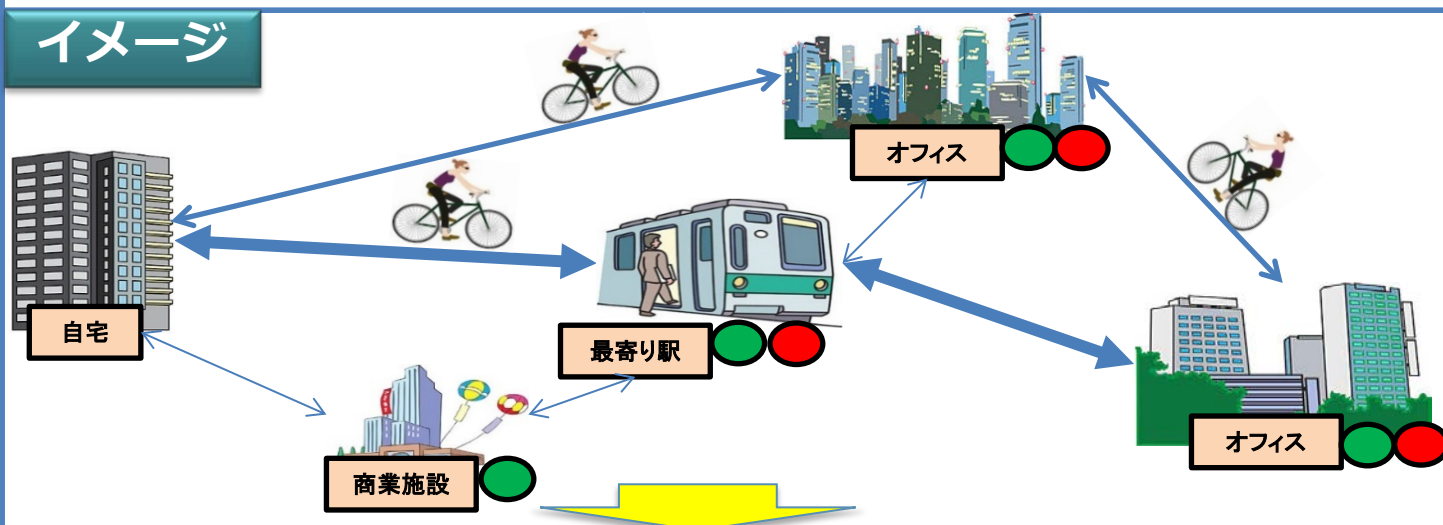
「**基幹交通（公共交通機関）**」と「**目的地**」を結ぶ「**端末交通**」として、

自転車利用環境の整備を実施



これにより**マイカー等に過度に依存する生活からの転換（＝CO2削減）**を促し、
「社会全体の環境負荷低減」、「持続可能なまちづくり」につなげていく。

イメージ



駐輪施設＝



コミュニティサイクル等＝



地域の自転車利用環境を面的に整備し、
環境・社会便益の多い自転車の利用による車中心社会からの転換を実現

1. コミュニティサイクル等（補足1→p.31）の整備及び駐輪場の整備事業

以下の**全ての要件を満たす**事業が対象

- 地方公共団体が策定する**計画（※1）**に**位置づけられた事業**、または**位置づけに向けて地方公共団体が検討を進めている事業**であること。（補足2→p.31）
- エネルギー起源CO2排出削減に資する設備とその付帯設備導入事業であること
- 事業終了後にエネルギー起源**CO2排出削減効果が算定可能**であること。
- 事業実施によって増加する利用者数（想定）や利用者のうち**マイカー等からの転換率（想定）等を設定し、その設定の根拠を明示**すること。
- 事業実施後の一定期間経過後に、設定した利用者数、転換率等の**数値を調査し、目標の達成状況を分析する**とともに、目標を達成しなかった場合は改善策を講じること。

※1 【地方公共団体が策定する計画】

- 地球温暖化対策地方公共団体実行計画**（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第1項の規定による温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策として策定された計画及びそれに準ずるものをいう。）
- 地方公共団体が定める環境基本計画**
- 低炭素まちづくり計画**（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第7条第1項の規定により作成されたものをいう。）

【※補足 1】

「コミュニティサイクル等」とは、

鉄道駅等に隣接して設置されたサイクルポート（自転車の貸出・返却場所）から、鉄道等の端末交通として往復利用する形態をとるレンタサイクルや都市内にサイクルポートを複数設置し、どこでも貸出・返却ができるネットワーク型の自転車シェアリングシステムを指す。

コミュニティサイクルの他、サイクルシェアリング、シェアサイクル、レンタサイクル等と呼ばれているものを指す。

【※補足 2】

申請者が都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合以外の者である場合、事業実施場所を管轄する地方公共団体の協力が得られている事業の証として、以下の書類を提出のこと。

- ・「自転車の利用環境の整備を通じた交通分野の低炭素化促進事業協力書」（様式2-2-1-①）

2. 自転車の通勤・業務利用の制度化に伴う駐輪場等の設備整備事業

以下の**全ての要件を満たす**事業が対象

- 組織内規程等に自転車通勤や業務利用に関する取扱いが定められていること
※補足 3
- 組織内規程等については、国土交通省において作成された「『**エコ通勤**』の**引き**」等を参考にしつつ、**※ 2**の項目について盛り込まれたものであること。
- エネルギー起源CO2排出削減に資する設備とその付帯設備導入事業であること
- 事業終了後にエネルギー起源**CO2排出削減効果が算定可能**であること。
- 事業実施によって増加する利用者数（想定）や利用者のうち**マイカー等からの転換率（想定）等を設定し、その設定の根拠を明示**すること。
- 事業実施後の一定期間経過後に、設定した利用者数、転換率等の**数値を調査し、目標の達成状況を分析する**とともに、目標を達成しなかった場合は改善策を講じること。

※ 2 【組織内規程等に盛り込まれるべき事項】

- 補助金で導入した設備について、補助目的以外の利用を禁止する規定及び実効性確保のため行う取り組み等に関する規定
- 設備の購入費用が補助金であるか如何に関わらず、組織内規程等において認められている自転車活用シーン（通勤、業務利用等）において生じるおそれのある事故、故障、破損等に関する責任の分担、補償等に関する規定

【※補足3】

応募申請時点で組織内規程等が制定されていない場合、少なくとも規程に制定する項目とその概要について説明した資料を添付し、かつその制定スケジュールを明記することで要件を満たしたものと見なす。

この場合、交付申請時までには組織内規程等の制定を必須とする。

- 表に掲げる設備にあつては、**対象事業ごとに示す要件を満たす**ものであること。
- 事業実施に**必要であることが合理的に説明された費用かつ協会が認めるもの**。

設備	コミュニティサイクル等の整備及び駐輪場の整備事業	自転車の通勤・業務利用の制度化に伴う駐輪場等の設備整備事業
自転車	<u>自転車購入費用</u>（電動アシスト自転車の場合は、<u>バッテリー購入費用を含む</u>）に補助率（1 / 2）を乗じた金額（<u>上限 2 5 千円</u>）。なお、精算機能が一体となっている自転車の場合は、区分して申請すること。 駐輪場の整備のみを行う事業については補助対象外とする。	<u>自転車購入費用</u>（電動アシスト自転車の場合は、<u>バッテリー購入費用を含む</u>）に補助率（1 / 2）を乗じた金額（<u>上限 2 5 千円</u>）。
ラック	<u>精算機能を有するラック</u>であること。ただし、自転車に精算機能が備わっている場合、整理を目的としたラックに限る。	<u>整理を目的としたラック</u>に限り、その他の機能を有するものは対象外とする。
精算機 登録機	<u>自転車に付随する精算機及び独立して料金収受機能を有する精算機並びに利用者登録・認証機能等を有する登録機</u>であること。なお、これらの機能を一体とする精算・登録機も対象とする。<u>利用者及び自転車を特定する機能、防犯・セキュリティにかか</u> <u>る機能等</u>その他機能についてはその必要性に合理性があり、協会が認めた費用のみを対象とする。	対象外
その他の付帯設備	料金や他の駐輪場の位置、周辺地図等を表示する案内表示、<u>駐輪場内の照明（LED照明に限る）、駐輪場の敷地を区分する柵・ゲート</u>であること。	<u>駐輪場内の照明（LED照明に限る）、駐輪場の敷地を区分する柵・ゲート</u>であること。

舗装費、敷地内の柵についても補助対象となります。

以下に掲げる経費は補助対象外とする。

<補助対象外経費の代表例>

- 防犯登録費用
- 自転車保険加入にかかる保険料等
- ヘルメット、プロテクター
- チャイルドシート等自転車本体価格に含まれないオプション品

○補助金の応募を申請できる者

- ア 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
- イ 民間企業
- ウ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- エ その他大臣の承認を得て補助事業者が適当と認める者
(法人格を有する者に限る。)

※コミュニティサイクル等の整備及び駐輪場の整備事業において**駐輪場の整備のみを行う事業は、アに掲げる者を対象から除きます。**

※アからエに掲げられる者であっても、**1. d及びe、2. e及びfに示す要件を満足できない者は申請をすることができない。**

○補助金の交付額

以下に掲げる補助対象経費に補助率を乗じた金額

補助対象経費	補助率
事業を行うために必要な 工事費 （本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、 設備費 、 業務費 及び 事務費 並びにその他必要な経費で協会が承認した経費（補助対象経費の内容については、別表第1に定めるものとする。）	<u>2分の1</u>

○補助事業期間

補助事業の実施期間は、**単年度**とします。

自転車利用環境の整備を通じた交通分野の低炭素化促進事業 【対象事業の要件の補足説明】

【補足資料】

- アからエに掲げられる者であっても、以下に示す要件を満足できない者は申請をすることができない。
- 事業実施によって増加する利用者数（想定）や利用者のうちマイカー等からの転換率（想定）等を設定し、その設定の根拠を明示すること。
- 事業実施後の一定期間経過後に、設定した利用者数、転換率等の数値を調査し、目標の達成状況を分析するとともに、目標を達成しなかった場合は改善策を講じること。

(説明会資料 p.31、 p33、 p.37)

① 提案内容が本事業の目的と合致する公共性の高い事業であること

- ・ 地方公共団体が実施（計画）する地球温暖化対策関連施策との連携が確保出来ているか。
- ・ 補助事業実施地域における環境課題及び交通課題の解決方法として自転車利用環境の整備を選択した根拠について、具体的かつ説得的な説明がなされているか。

② 他の地域や組織への展開に資するモデル性を有する事業であること

- ・ 補助事業の実施により実現が期待されるPRポイント、強み、特徴について、具体的かつ説得的な説明がなされているか（すでに実現されているものも含む）。

③事業実施により期待される二酸化炭素削減効果の算定が合理的であること

- ・二酸化炭素削減量算出式における「利用者数」の設定根拠について、補助事業実施地域の交通実情に照らして妥当であることを大都市交通センサス等の資料を用いつつ、合理的かつ説得的な説明がなされているか。
- ・二酸化炭素削減量算出式における「転換率」の設定根拠について、補助事業実施地域におけるマイカー等利用の動向、「利用者数」に占めるマイカー等利用者数などに関する資料を用いつつ、合理的かつ説得的な説明がなされているか。

④補助事業完了後の取組

- ・二酸化炭素削減量、利用者数、転換率等の目標達成に向けて行う取組は、具体的（実施時期や取組内容）に計画されているか。またその計画は目標に照らし合理的、効率的か。
- ・補助事業完了後に実施する効果測定方法は、具体的（実施時期や取組内容）に計画されているか。また、その方法は事業規模等に照らし現実的な方法であるか。

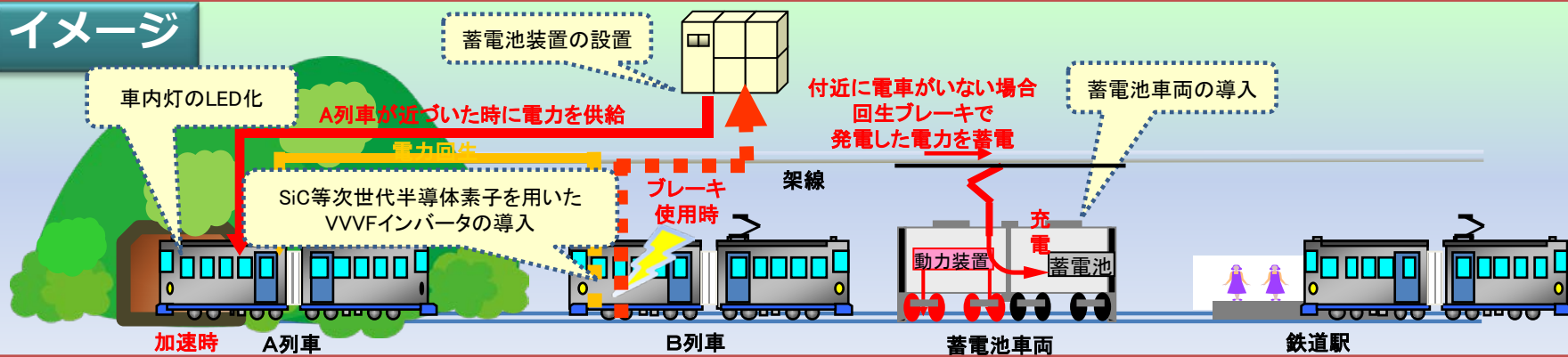
事業目的

鉄・軌道事業者の保有する車両等に対し、
省電力化・低炭素化に資する先進的な省エネ機器の導入等を支援



**鉄軌道車両の省電力化・低炭素化技術の普及を促し、
運輸部門の二酸化炭素排出の抑制を図る**

イメージ



出典) 環境省ホームページより抜粋

以下の**全ての要件を満たす**事業が対象

- 蓄電池電車、次世代半導体素子（SiC）を用いたV V V Fインバータ制御装置、回生電力貯蔵装置、駅補助電源装置等の**先進的な省エネ機器**の導入、**鉄道車両用高効率照明**の導入を行う事業であること。
- **中小鉄軌道事業者**に限っては、**絶縁ゲート型バイポーラ・トランジスタ素子**を用いたV V V Fインバータ制御装置も対象とすることができる。
- 補助金所要額に対する**C O 2 削減コスト**が、**50,000円/t-CO2以下**であること。

※平成29年度エコレールラインプロジェクト事業では、鉄・軌道車両等が対象。
駅舎等の駅関連施設に関しては、「業務用施設等における省CO2促進事業」
をご確認ください。

○補助金の応募を申請できる者

- ア 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第3条に規定する事業者
- イ 軌道法（大正10年法律第76号）第3条に規定する事業者
- ウ 対象事業の要件に掲げる設備をア又はイの者に対し、ファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業

○補助金の交付額

表に掲げる補助事業を行うために直接必要な経費であって、当該事業で使用されたことを証明できるものに限る。

以下に掲げる補助対象経費に補助率を乗じた金額。

補助対象経費	補助率
事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費及び事務費並びにその他必要な経費で協会が承認した経費（補助対象経費の内容については、別表第1に定めるものとする。）	3分の1

○補助事業期間

補助事業の実施期間は、**単年度**とします。

○ファイナンスリースを利用する場合

代表事業者：ファイナンスリース事業者

共同申請者：鉄軌道事業者（リース契約の相手方）

[条件]

- ・リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類の提示。

応募申請書に、上記内容を確認できるリース見積書等を添付してください。

- ・補助事業により導入した設備等を法定耐用年数期間まで継続して使用する契約内容であることを証明できる書類の提示。

- ① 提案事業の公共性が高く、資金回収・利益を期待することが困難であること
 - ・ 温室効果ガス排出抑制に係る取り組みスタンス、取り組み状況等が具体的に示されているか。
- ② 他の事業者への波及が期待できるモデル性を有する事業であること
 - ・ 同業他社等に比して提案内容が先進的な取り組みであるか、将来的に導入の拡大が期待される設備を導入する事業であるか。
- ③ 事業実施により期待される二酸化炭素削減効果の算定が合理的であり、CO2排出量1トン当たりの削減に要する費用が他の事業に比して優位であること
- ④ 補助事業により導入する設備について、今後の活用・展開方策が具体的に示されていること

事業の目的

国立公園又は世界ジオパークの
観光旅行者数に比例して増大するCO₂排出量を抑制するため、
観光地での交通の低炭素化に必要な車両・設備等の導入を支援



地域の特徴に応じた**低炭素な 2 次・ 3 次交通のモデルを確立**するとともに、
質の高い観光交流を行うことによる**地域経済の活性化を図る**。

出典) 環境省ホームページより抜粋



- 観光地としての**国立公園**又は**世界ジオパーク**において、低炭素な**小型電動モビリティ**による**レンタカー事業**を行う事業であること。
- 公共交通機関と当該レンタカーとの接続によって公共交通機関との連携を図り、マイカー等の既存の化石燃料を使用する自動車から低炭素な交通手段への転換を促進するモデルとなる事業であること。

以下の**全ての要件を満たす**事業が対象

- 事業の実施地域は、自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条に規定される環境大臣の指定を受けた**国立公園**又は世界ジオパークネットワークの認定を受けた**世界ジオパークを含む地域**であること。
- 低炭素な**小型電動モビリティ**は、**2輪**を有するもの（側車付のものを除く）は、**定格出力1.00キロワット以下**、**4輪**を有するもの等**その他のものは0.60キロワット以下**とする。
- レンタカー事業は、必要な許認可、保険契約の締結等に関する法令、条例等を遵守するものであること。
- 公共交通機関との連携は、**航空機、船舶、鉄道、軌道、バス**のうちいずれかの交通機関と接続するものであること。
- 国立公園又は世界ジオパークへの旅行者を増加させる方策を講じるとともに、訪日外国人旅行者が円滑に利用できるよう**インバウンド対応**を行うものであること。
- 地域の特性に応じた事業を構築する際の課題を整理し、国内の**他地域にも応用可能な対応策**を講じるものであって、CO₂削減に係る**費用対効果が高いもの**であること。

○補助金の応募を申請できる者

- ア 民間企業
- イ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人
- ウ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- エ 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
- オ 法律により直接設立された法人
- カ その他環境大臣の承認を経て協会が認める者

○補助金の交付額

表に掲げる補助事業を行うために直接必要な経費であって、当該事業で使用されたことを証明できるものに限る。

以下に掲げる補助対象経費に補助率を乗じた金額。

補助対象経費	補助率
事業を行うために必要な <u>工事費</u> （本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、 <u>設備費</u> 、 <u>業務費</u> 及び <u>事務費</u> 並びにその他必要な経費で協会が承認した経費（補助対象経費の内容については、別表第 1 に定めるものとする。）	以下の申請者区分表に応じた補助率を適用する。 ①の場合： <u>3分の2</u> ②の場合： <u>3分の2</u> ③の場合： <u>2分の1</u> 上記以外の場合： <u>2分の1</u>

号	区 分
①	地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の 指定都市以外の市町村 （これらの市町村により設立された同法第284条第1項の地方公共団体の組合を含む。）
②	中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する 中小企業者
③	都道府県、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の 指定都市 又は第281条第1項の 特別区 （①号の括弧書の組合以外の同法第284条第1項の地方公共団体の組合を含む。）

○補助事業期間

単年度での事業実施が困難な場合は、**応募時に年度毎の事業経費を明確に区分した経費内訳書及び実施計画書**が提出されることを前提に、**2年度以内**として申請することができます。

【2カ年の事業で申請される場合の注意点】

- ・ 補助金の**交付申請、精算等は、年度毎**に行っていただく必要があります。
- ・ 補助金の交付決定を受けた年度の事業は、当該年度の**2月28日までに事業を完了**していなければなりません。
- ・ 次年度以降の補助事業は、国において次年度に所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうる。
- ・ 次年度の見込額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、事業内容の変更等を求める場合があります。

① 観光客増加の実現性

- ・観光地への旅行者を増加させる方策及び訪日外国人旅行者へのインバウンド対応の明確性

② 事業の安全性

- ・導入する車両等のハード面、運行管理等のソフト面での安全対策及び警察等の外部機関との連携体制

③ 補助事業の公益性、事業性

- ・補助事業の公益性、資金回収年数（算定根拠含む）及び将来的な事業性

④ 事業のモデル性

- ・モデル的性格の有無、他事業への波及効果

⑤ 二酸化炭素排出量削減に係る費用対効果（イニシャルコスト）

- ・CO₂を1 t 削減するためのイニシャルコストと算出方法の妥当性
- ・波及効果を含めた二酸化炭素削減効果の定量化

⑥ 資金計画の妥当性

⑦ 事業の実施体制（施工監理や経理等）

⑧ 設備の保守計画の妥当性

平成29年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業) 概要

改訂履歴

平成29年4月24日 Ver1.0 初版

平成29年5月 1日 Ver1.1 P10.<4.応募の方法>

【電子データ保存時の注意】と【申請者が地方公共団体の場合】を追記

P20.【暴力団排除に関する誓約事項】に関する記入上の注意事項を追記

P37.<自転車利用環境の整備を通じた交通分野の低炭素化促進事業>

【補助金の応募を申請できる者】の※記載を変更

